

3

平成 2 7 年 度

石 卷 市 各 種 会 計 予 算

石 卷 市

(平成27年2月23日提出)

頁

第46号議案	平成27年度石巻市一般会計予算 .....	1
第47号議案	平成27年度石巻市土地取得特別会計予算 .....	13
第48号議案	平成27年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計予算.....	19
第49号議案	平成27年度石巻市下水道事業特別会計予算 .....	25
第50号議案	平成27年度石巻市漁業集落排水事業特別会計予算 .....	33
第51号議案	平成27年度石巻市農業集落排水事業特別会計予算 .....	39
第52号議案	平成27年度石巻市浄化槽整備事業特別会計予算 .....	45
第53号議案	平成27年度石巻市市街地開発事業特別会計予算 .....	51
第54号議案	平成27年度石巻市産業用地整備事業特別会計予算 .....	57
第55号議案	平成27年度石巻市国民健康保険事業特別会計予算 .....	63
第56号議案	平成27年度石巻市後期高齢者医療特別会計予算 .....	69
第57号議案	平成27年度石巻市介護保険事業特別会計予算 .....	75
第58号議案	平成27年度石巻市病院事業会計予算 .....	81

## 石 巻 市 一 般 会 計

第46号議案

平成27年度石巻市一般会計予算

平成27年度石巻市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ255,770,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年2月23日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)
款	項	金額
1 市税		16,488,589
	1 市民税	6,886,726
	2 固定資産税	6,860,361
	3 軽自動車税	335,413
	4 市たばこ税	1,553,757
	5 入湯税	18,920
2 地方譲与税		644,001
	1 地方揮発油譲与税	191,000
	2 自動車重量譲与税	425,000
	3 地方道路譲与税	1
	4 特別とん譲与税	28,000
3 利子割交付金		19,000
	1 利子割交付金	19,000
4 配当割交付金		51,000
	1 配当割交付金	51,000
5 株式等譲渡所得割交付金		8,400
	1 株式等譲渡所得割交付金	8,400
6 地方消費税交付金		2,557,000
	1 地方消費税交付金	2,557,000
7 ゴルフ場利用税交付金		1
	1 ゴルフ場利用税交付金	1
8 自動車取得税交付金		115,001
	1 自動車取得税交付金	115,001
9 地方特例交付金		49,000
	1 地方特例交付金	49,000
10 地方交付税		47,570,000
	1 地方交付税	47,570,000
11 交通安全対策特別交付金		27,000
	1 交通安全対策特別交付金	27,000
12 分担金及び負担金		668,987
	1 負担金	668,987
13 使用料及び手数料		984,492
	1 使用料	815,179
	2 手数料	169,313
14 国庫支出金		20,299,076
	1 国庫負担金	13,835,578
	2 国庫補助金	6,418,241
	3 国庫委託金	45,257
15 県支出金		9,689,658
	1 県負担金	2,577,203

		(単位：千円)
款	項	金額
	2 県補助金	5,776,380
	3 県委託金	1,336,075
	16 財産収入	1,734,551
	1 財産運用収入	199,386
	2 財産売払収入	1,535,165
17 寄附金		2
	1 寄附金	2
18 繰入金		135,302,254
	1 基金繰入金	134,907,322
	2 特別会計繰入金	394,932
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		2,837,887
	1 延滞金加算金及び過料	13,664
	2 市預金利子	319
	3 貸付金元利収入	1,641,603
	4 雑入	1,182,301
21 市債		16,724,100
	1 市債	16,724,100
歳入合計		255,770,000

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		441,076
	1 議会費	441,076
2 総務費		13,850,044
	1 総務管理費	12,500,229
	2 徴税費	667,266
	3 戸籍住民基本台帳費	421,848
	4 選挙費	135,932
	5 統計調査費	84,618
	6 監査委員費	40,151
3 民生費		31,002,935
	1 社会福祉費	5,771,922
	2 老人福祉費	4,892,263
	3 児童福祉費	7,055,133
	4 生活保護費	2,542,975
	5 災害救助費	10,740,642
4 衛生費		12,989,741
	1 保健衛生費	9,356,723
	2 清掃費	2,730,864
	3 上水道費	902,154
5 労働費		1,024,030
	1 労働福祉費	1,024,030
6 農林水産業費		7,765,375
	1 農業費	1,917,136
	2 林業費	199,771
	3 水産業費	5,648,468
7 商工費		2,934,846
	1 商工費	2,934,846
8 土木費		150,127,202
	1 土木管理費	419,508
	2 道路橋りょう費	2,277,226
	3 河川費	366,893
	4 港湾費	58,216
	5 都市計画費	51,698,723
	6 住宅費	95,306,636
9 消防費		4,413,255
	1 消防費	4,413,255
10 教育費		11,636,920
	1 教育総務費	864,865
	2 小学校費	3,835,042
	3 中学校費	1,525,234
	4 高等学校費	748,895

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 幼稚園費	400,651
	6 社会教育費	1,615,243
	7 保健体育費	2,646,990
11 災害復旧費		12,459,400
	1 厚生労働施設災害復旧費	17,000
	2 農林水産業施設災害復旧費	7,175,731
	3 公共土木施設災害復旧費	2,959,566
	4 文教施設災害復旧費	925,672
	5 その他公共施設・公用施設災害復旧費	1,381,431
12 公債費		7,025,175
	1 公債費	7,025,175
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		255,770,000

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎駐車場整備事業	964,700	平成27年度	480,700
				平成28年度	484,000
4 衛生費	1 保健衛生費	夜間急患センター建設事業	495,000	平成27年度	346,500
				平成28年度	148,500

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
納税通知書作成等業務（市・県民税）	平成28年度	4,400
納税通知書作成等業務（固定資産税）	平成28年度	5,700
納税通知書作成等業務（軽自動車税）	平成28年度	2,700
督促状作成等業務	平成28年度	2,360
電話催告システム借上料	平成28年度から平成31年度まで	9,900
地域福祉計画策定業務	平成28年度	4,600
児童保護運営費負担金通知作成等業務	平成28年度	331
自動体外式除細動器借上料	平成27年度分	平成28年度から平成32年度まで 12,820
「石巻市北鰯山墓地移転資金融資あっせん要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給及び損失補償	利子補給 平成27年度分	平成28年度から平成32年度まで 借入残高に係る利子に相当する額
	損失補償 平成27年度分	平成27年度から平成33年度まで 未償還元金の10%に相当する額
「石巻市漁業経営震災復旧特別対策資金利子補給金交付要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給	平成27年度分	平成28年度から平成32年度まで 借入残高に対して年0.35%以内に相当する額
「石巻市中小企業融資あっせん規則」に基づく資金融資に係る損失補償	平成27年度分	平成27年度から平成40年度まで 融資預託金の10/100以内に相当する額
「石巻市小企業小口融資あっせん規則」に基づく資金融資に係る損失補償	平成27年度分	平成27年度から平成37年度まで 融資預託金の10/100以内に相当する額

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
「石巻市中小企業融資 災害関連利子補給事業 実施要綱」に基づく中 小企業融資災害関連利 子補給	平成 27年度分	平成27年度から 平成31年度まで 借入残高に対して年 1.5%以内 に相当する額
道路用地等土地借上料		平成28年度から 平成29年度まで 529
復興公営住宅整備事業	平成 27年度分	平成27年度から 平成28年度まで 8,619,000
奨学金納付書作成等業務	平成28年度	83
奨学金管理システム保守点検業務	平成28年度から 平成32年度まで	3,960
自動体外式除細動器借上料（学校施設）	平成28年度から 平成31年度まで	11,332
自動体外式除細動器借上料（図書館）	平成28年度から 平成32年度まで	334
自動体外式除細動器借上料（社会体育施設）	平成28年度から 平成31年度まで	2,156
仮設庁舎等借上料	平成 27年度分	平成28年度 26,825

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎施設整備事業債	403,700	普通貸借又は証券発行（ただし、登録債）	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。
地域づくり基金積立事業債	380,000			
放課後児童クラブ室建設事業債	180,500			
保健衛生事業債	1,300,100			
診療所施設整備事業債	12,000			
清掃運搬施設整備事業債	21,800			
農業施設整備事業債	12,600			
小規模治山対策事業債	6,000			
漁港海岸施設整備事業債	23,300			
道路新設改良事業債	243,800			
急傾斜地崩壊対策事業債	18,100			
街路整備事業債	400,500			
公営住宅整備事業債	33,000			
復興公営住宅整備事業債	7,337,400			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備事業債	603,700			
教職員住宅整備事業債	35,000			
小学校施設整備事業債	1,757,400			
中学校施設整備事業債	59,300			
幼稚園施設整備事業債	104,500			
幼稚園園児輸送事業債	15,100			
社会教育施設整備事業債	90,000			
学校給食施設整備事業債	509,500			
臨時財政対策債	2,200,000			
災害援護資金貸付金	567,000	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき宮城県が定めた融通条件による。

石 巻 市 土 地 取 得  
特 別 会 計

第47号議案

平成27年度石巻市土地取得特別会計予算

平成27年度石巻市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,792,437千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年2月23日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 財産収入		2,561,608
	1 財産運用収入	300
	2 財産売却収入	2,561,308
2 繰入金		230,829
	1 一般会計繰入金	230,829
歳 入 合 計		2,792,437

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 公債費		2,792,137
	1 公債費	2,792,137
2 諸支出金		300
	1 基金積立金	300
歳 出 合 計		2,792,437

石巻市水産物地方卸売市場事業

特 別 会 計

第48号議案

平成27年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計予算

平成27年度石巻市の水産物地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ493,132千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年2月23日提出

石巻市長 龜山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		73,443
	1 使用料	73,443
2 県支出金		3,182
	1 県委託金	3,182
3 繰入金		321,402
	1 一般会計繰入金	321,402
4 諸収入		95,105
	1 雑入	95,105
歳 入 合 計		493,132

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 水産物地方卸売市場費		376,146
	1 水産物地方卸売市場費	376,146
2 災害復旧費		1
	1 市場施設災害復旧費	1
3 公債費		92,545
	1 公債費	92,545
4 諸支出金		24,440
	1 償還金	24,440
歳 出 合 計		493,132

石 卷 市 下 水 道 事 業

特 別 会 計

第49号議案

平成27年度石巻市下水道事業特別会計予算

平成27年度石巻市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,688,127千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年2月23日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)
款	項	金額
1 分担金及び負担金		37,498
	1 分担金	1,896
	2 負担金	35,602
2 使用料及び手数料		1,335,346
	1 使用料	1,334,089
	2 手数料	1,257
3 国庫支出金		17,250,000
	1 国庫補助金	17,250,000
4 繰入金		34,294,075
	1 一般会計繰入金	34,294,075
5 諸収入		4,508
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	4,506
6 市債		5,766,700
	1 下水道事業債	5,766,700
歳入	合計	58,688,127

2 歳出		(単位：千円)
款	項	金額
1 管理費		1,809,920
	1 総務管理費	301,650
	2 雨水排水施設管理費	335,609
	3 汚水処理施設管理費	1,172,661
2 建設費		35,163,621
	1 公共下水道建設費	34,948,410
	2 流域下水道建設費	215,211
3 災害復旧費		17,209,000
	1 下水道施設災害復旧費	17,209,000
4 公債費		4,505,586
	1 公債費	4,505,586
歳出	合計	58,688,127

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 建設費	1 公共下水道建設費	新蛇田南第二地区震災復興土地区画整理公共下水道整備事業	174,000	平成27年度	103,000
				平成28年度	71,000
2 建設費	1 公共下水道建設費	湊東地区被災市街地復興土地区画整理公共下水道整備事業	364,300	平成27年度	314,600
				平成28年度	49,700
2 建設費	1 公共下水道建設費	湊西地区被災市街地復興土地区画整理公共下水道整備事業	395,000	平成27年度	69,000
				平成28年度	326,000
2 建設費	1 公共下水道建設費	石巻中央排水区雨水管渠整備事業	4,718,000	平成27年度	2,027,000
				平成28年度	1,683,000
				平成29年度	1,008,000
2 建設費	1 公共下水道建設費	公共下水道復興建設事業（平成27年度分）	56,150,000	平成27年度	16,280,000
				平成28年度	22,660,000
				平成29年度	15,490,000
				平成30年度	1,720,000

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 災害復旧費	1 下水道施設災害復旧費	下水道施設災害復旧事業（平成27年度分）	3,850,000	平成27年度	2,360,000
				平成28年度	970,000
				平成29年度	520,000

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
督促状作成等業務	平成28年度	1,130
「石巻市水洗便所等改造資金融資あっせん要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給及び損失補償	利子補給 平成27年度分	平成28年度から平成32年度まで 水洗便所等改造資金の借入残高に対して年8.5%以内の利子補給
	損失補償 平成27年度分	平成27年度から平成33年度まで 未償還元金の10/100に相当する金額の損失補償

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道建設事業債	3,825,400	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め40年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。
流域下水道整備事業債	215,000			
下水道事業資本費平準化債	1,546,600			
下水道事業特別措置債	26,300			
下水道施設災害復旧事業債	153,400	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め25年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。

## 石巻市漁業集落排水事業

## 特 別 会 計

第50号議案

平成27年度石巻市漁業集落排水事業特別会計予算

平成27年度石巻市の漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,642千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成27年2月23日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金	1
2 使用料及び手数料		361
	1 使用料	361
3 繰入金		25,279
	1 一般会計繰入金	25,279
4 諸収入		1
	1 延滞金加算金及び過料	1
歳 入 合 計		25,642

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 管理費		17,469
	1 総務管理費	5,779
	2 施設管理費	11,690
2 公債費		8,173
	1 公債費	8,173
歳 出 合 計		25,642

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
「石巻市水洗便所等改造資金融資あっせん要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給及び損失補償	利子補給	平成27年度分	平成28年度から平成32年度まで 水洗便所等改造資金の借入残高に対して年8.5%以内の利子補給
	損失補償	平成27年度分	平成27年度から平成33年度まで 未償還元金の10/100に相当する金額の損失補償

石巻市農業集落排水事業

特 別 会 計

第51号議案

平成27年度石巻市農業集落排水事業特別会計予算

平成27年度石巻市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ498,057千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成27年2月23日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		350
	1 分担金	350
2 使用料及び手数料		99,436
	1 使用料	99,436
3 県支出金		27,800
	1 県補助金	27,800
4 繰入金		212,770
	1 一般会計繰入金	212,770
5 諸収入		1
	1 延滞金加算金及び過料	1
6 市債		157,700
	1 農業集落排水事業債	157,700
歳 入 合 計		498,057

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 管理費		147,455
	1 総務管理費	19,801
	2 施設管理費	127,654
2 災害復旧費		1
	1 農業集落排水施設災害復旧費	1
3 公債費		350,601
	1 公債費	350,601
歳 出 合 計		498,057

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
督促状作成等業務		平成 28 年度	210
「石巻市水洗便所等改造資金融資あっせん要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給及び損失補償	利子補給	平成 27 年度分	平成 28 年度から平成 32 年度まで 水洗便所等改造資金の借入残高に対して年 8.5%以内の利子補給
	損失補償	平成 27 年度分	平成 27 年度から平成 33 年度まで 未償還元金の 10/100 に相当する金額の損失補償

第3表 地方債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
農業集落排水事業 資本費平準化債	157,700	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め40年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。

## 石巻市浄化槽整備事業

## 特 別 会 計

第52号議案

平成27年度石巻市浄化槽整備事業特別会計予算

平成27年度石巻市の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ186,955千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成27年2月23日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		406
	1 分担金	406
2 使用料及び手数料		9,341
	1 使用料	9,341
3 国庫支出金		3,598
	1 国庫補助金	3,598
4 繰入金		152,809
	1 一般会計繰入金	152,809
5 諸収入		1
	1 延滞金加算金及び過料	1
6 市債		20,800
	1 浄化槽整備事業債	20,800
歳 入 合 計		186,955

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 管理費		36,382
	1 総務管理費	10,352
	2 施設管理費	26,030
2 建設費		136,998
	1 浄化槽建設費	136,998
3 公債費		13,575
	1 公債費	13,575
歳 出 合 計		186,955

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
督促状作成等業務		平成 28 年度	83
「石巻市水洗便所等改造資金融資あっせん要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給及び損失補償	利子補給	平成 27 年度分	平成 28 年度から平成 32 年度まで 水洗便所等改造資金の借入残高に対して年 8.5%以内の利子補給
	損失補償	平成 27 年度分	平成 27 年度から平成 33 年度まで 未償還元金の 10/100 に相当する金額の損失補償

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄化槽整備事業債	16,100	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め40年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。
浄化槽整備事業資本費平準化債	4,700			

## 石巻市市街地開発事業

## 特 別 会 計

第53号議案

平成27年度石巻市市街地開発事業特別会計予算

平成27年度石巻市の市街地開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,993,861千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年2月23日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		283,200
	1 負担金	283,200
2 財産収入		8,521,032
	1 財産売払収入	8,521,032
3 繰入金		10,189,627
	1 一般会計繰入金	10,189,627
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 清算金		1
	1 清算金	1
歳 入 合 計		18,993,861

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 市街地開発事業費		12,951,370
	1 震災復興土地区画整理事業費	5,246,313
	2 被災市街地復興土地区画整理事業費	7,705,057
2 公債費		5,647,559
	1 公債費	5,647,559
3 諸支出金		394,932
	1 基金積立金	1
	2 繰出金	394,931
歳 出 合 計		18,993,861

石 卷 市 産 業 用 地 整 備 事 業

特 別 会 計

第54号議案

平成27年度石巻市産業用地整備事業特別会計予算

平成27年度石巻市の産業用地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,930,485千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成27年2月23日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 財産収入		326,735
	1 財産運用収入	5,075
	2 財産売却収入	321,660
2 繰入金		831,250
	1 一般会計繰入金	831,250
3 市債		772,500
	1 産業用地整備事業債	772,500
歳 入 合 計		1,930,485

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 産業用地整備事業費		1,781,162
	1 産業用地整備事業費	1,781,162
2 公債費		149,323
	1 公債費	149,323
歳 出 合 計		1,930,485

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業用地整備事業債	772,500	普通貸借又は証券発行 (ただし、登録債)	5.0% 以内	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還若しくは元金均等償還により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。

石巻市国民健康保険事業

特 別 会 計

第55号議案

平成27年度石巻市国民健康保険事業特別会計予算

平成27年度石巻市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,087,829千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成27年2月23日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)
款	項	金額
1 国民健康保険税		3,814,316
	1 国民健康保険税	3,814,316
2 使用料及び手数料		4,090
	1 手数料	4,090
3 国庫支出金		5,999,655
	1 国庫負担金	3,518,552
	2 国庫補助金	2,481,103
4 療養給付費等交付金		390,059
	1 療養給付費等交付金	390,059
5 前期高齢者交付金		4,548,179
	1 前期高齢者交付金	4,548,179
6 県支出金		1,041,062
	1 県負担金	156,768
	2 県補助金	884,294
7 共同事業交付金		5,753,594
	1 共同事業交付金	5,753,594
8 財産収入		750
	1 財産運用収入	750
9 繰入金		1,520,919
	1 一般会計繰入金	1,290,582
	2 基金繰入金	230,337
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		15,204
	1 延滞金加算金及び過料	5,200
	2 雑入	10,004
歳入合計		23,087,829

2 歳出		(単位：千円)
款	項	金額
1 総務費		107,124
	1 総務管理費	54,986
	2 徴税費	51,269
	3 運営協議会費	869
2 保険給付費		13,771,473
	1 療養諸費	12,521,116
	2 高額療養費	1,135,708
	3 移送費	500
	4 出産育児諸費	96,649
3 後期高齢者支援金等		17,500
	1 後期高齢者支援金等	17,500
4 前期高齢者納付金等		2,166,448
	1 前期高齢者納付金等	2,166,448
5 老人保健拠出金		1,037
	1 老人保健拠出金	1,037
6 介護納付金		100
	1 老人保健拠出金	100
7 共同事業納付金等		991,341
	1 介護納付金	991,341
8 共同事業拠出金		5,753,602
	1 共同事業拠出金	5,753,602
9 保健事業費		217,673
	1 特定健康診査等事業費	159,687
	2 保健事業費	57,986
10 基金積立金		750
	1 基金積立金	750
11 諸支出金		48,281
	1 償還金及び還付加算金	48,281
12 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出合計		23,087,829

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
納税通知書印字封入封緘業務	平成28年度	7,900
督促状作成等業務	平成28年度	2,360
電話催告システム借上料	平成28年度から 平成31年度まで	9,900

石 巻 市 後 期 高 齢 者 医 療

特 別 会 計

第56号議案

平成27年度石巻市後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度石巻市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,690,062千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成27年2月23日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1,149,434
	1 後期高齢者医療保険料	1,149,434
2 使用料及び手数料		268
	1 手数料	268
3 繰入金		498,534
	1 一般会計繰入金	498,534
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		41,825
	1 延滞金及び過料	126
	2 受託事業収入	35,280
	3 雑入	6,419
歳 入	合 計	1,690,062

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		29,989
	1 総務管理費	22,988
	2 徴収費	7,001
2 保健事業費		61,989
	1 健康診査事業費	61,989
3 後期高齢者医療広域連合納付金		1,591,665
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,591,665
4 諸支出金		6,419
	1 償還金及び還付加算金	6,418
	2 繰出金	1
歳 出	合 計	1,690,062

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
督促状作成等業務	平成28年度	590
納付書印字封入封緘業務	平成28年度	2,370

石 卷 市 介 護 保 険 事 業

特 別 会 計

第57号議案

平成27年度石巻市介護保険事業特別会計予算

平成27年度石巻市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,612,357千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成27年2月23日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 介護保険料		2,475,150
	1 介護保険料	2,475,150
2 使用料及び手数料		501
	1 手数料	501
3 国庫支出金		3,042,242
	1 国庫負担金	2,015,184
	2 国庫補助金	1,027,058
4 支払基金交付金		3,399,708
	1 支払基金交付金	3,399,708
5 県支出金		1,817,678
	1 県負担金	1,674,562
	2 県補助金	143,116
6 財産収入		115
	1 財産運用収入	115
7 繰入金		1,876,565
	1 一般会計繰入金	1,772,565
	2 基金繰入金	104,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		397
	1 延滞金及び過料	2
	2 貸付金元利収入	360
	3 雑入	35
歳 入	合 計	12,612,357

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		212,558
	1 総務管理費	83,175
	2 徴収費	15,355
2 保険給付費	3 介護認定審査会費	114,028
		11,353,075
	1 介護サービス等諸費	10,142,870
	2 介護予防サービス等諸費	393,424
	3 その他諸費	12,949
	4 高額介護サービス等費	206,882
3 財政安定化基金拠出金	5 高額医療合算介護サービス等費	11,105
	6 特定入所者介護サービス等費	585,845
		1
4 地域支援事業費	1 財政安定化基金拠出金	1
		1,017,106
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	727,820
5 保健福祉事業費	2 一般介護予防事業費	60,923
	3 包括的支援事業・任意事業費	228,363
		4,500
6 基金積立金	1 保健福祉事業費	4,500
		115
7 諸支出金	1 基金積立金	115
		5,002
8 予備費	1 償還金及び還付加算金	5,002
		20,000
予備費	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	12,612,357

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
納付書封入封緘業務	平成 28 年度	2,750
督促状作成等業務	平成 28 年度	590

石 卷 市 病 院 事 業 会 計

第58号議案

平成27年度石巻市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度石巻市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般病床	25床	
(2) 年間入院外来患者数	入院	3,294人	外来 20,655人
(3) 1日平均入院外来患者数	入院	9.0人	外来 85.0人
(4) 主要な建設改良事業	建設改良費		9,625,000千円
	機械装置購入費		15,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、運転資金に充てるため、震災減収対策企業債260,000千円を借り入れる。

(収入)

第1款	病院事業収益	2,127,705千円
第1項	医業収益	437,794千円
第2項	医業外収益	979,911千円
第3項	特別利益	710,000千円

(支出)

第1款	病院事業費用	1,706,447千円
第1項	医業費用	1,524,569千円
第2項	医業外費用	180,878千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	資本的収入	10,348,425千円
第1項	企業債	2,560,200千円
第2項	他会計出資金	307,625千円
第3項	他会計負担金	2,540,370千円
第4項	他会計補助金	400,000千円
第5項	県補助金	4,540,230千円

(支出)

第1款	資本的支出	11,058,425千円
第1項	建設改良費	9,640,800千円
第2項	企業債償還金	317,625千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	700,000千円
第4項	投資その他の資産	400,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
石巻市立病院医療機器等整備事業	平成27年度から 平成28年度まで	1,924,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
石巻市立病院建設事業債	2,544,400千円	普通貸借又は証券発行 (ただし、登録債)	5.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。
医療機器等整備事業債	15,800千円			
震災減収対策企業債	260,000千円	普通貸借又は証券発行 (ただし、登録債)	5.0%以内	起債年度から据置期間を含め15年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 939,147千円
- (2) 交際費 250千円

(他会計からの補助金)

第9条 経営基盤安定化対策等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

1,326,787千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸購入資産の限度額は、177,552千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量	備 考
機械及び装置	病院情報システム	一式	石巻市立病院
	X線撮影装置	一式	
	遠隔病理診断装置	一式	
	血管造影装置	一式	
	高圧蒸気滅菌装置	一式	
	コンピュータ断層撮影装置	一式	
	磁気共鳴断層撮影装置	一式	
	手術映像支援システム	一式	
	人工呼吸器	一式	
	生体情報モニタ	一式	
	超音波洗浄装置	一式	
	調剤システム	一式	
	低温プラズマ滅菌装置	一式	
	デジタルX線画像診断システム	一式	
	内視鏡外科手術システム	一式	
	内視鏡検査装置	一式	
	乳房撮影装置	一式	
ベッド	一式		
无影灯	一式		
輸液ポンプ	一式		

平成27年2月23日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決